

| | | | | |
|---|-------|-----------------|---------|---------|
| 実用 新案 | 判決年月日 | 令和7年9月30日 | 担当 部 | 知財高裁第4部 |
| | 事件番号 | 令和7年(行ケ)第10003号 | | |
| 考案の名称を「ベッド」とする実用新案につき、新規性及び進歩性がないとした審決が取り消された事例 | | | | |

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 実用新案法3条1項3号、同条2項、同法37条1項2号

(関連する権利番号等) 実用新案第3213233号

(審決) 無効2024-400001号

判 決 要 旨

1 本件は、名称を「ベッド」とする考案に係る実用新案(実用新案第3213233号)の無効審判請求を認め、同実用新案登録(本件実用新案登録)を無効とした審決(本件審決)の取消訴訟である。

本件審決は、本件実用新案登録の請求項1から同10に係る考案について、請求項1に係る考案1(本件考案1)と甲1(国際公開第2014/075789号)記載の考案(甲1考案)とを対比すると、相違点が認められず、その余の考案についても、本件考案1に係る構成につき甲1考案と一致し、相違点については周知技術に基づいてきわめて容易に考案することができたと判断した。

2 本判決は、概要、次のとおり、本件審決は、本件考案1と甲1考案との間に相違点がないと判断した点において、結論に影響をもたらす誤りがあったと認めた。

すなわち、本件考案1における「支持脚」とは、マットレスの下部にあり、マットレスを支える柱状のもの、と解するのが相当である。甲1考案に係るベッドは、ヘッドボード及びフットボードの板状の先端が床面に接することによってマットレスを支えており、ほかにマットレスを支える柱状の部材はない。したがって、甲1考案は、本件考案1の「支持脚」を備えているとは認められない。

また、本件考案1における「接続されている」とは、マットレスと部材、あるいは部材同士が、離れないように続け合わされている状態を意味すると解するのが相当である。甲1考案におけるベッドマットレスは、ベッドフレームの一部であるマットレス支持板の上に置かれているだけであり、マットレス支持板と離れないように続け合わされているものではない。したがって、甲1考案は、本件考案1の、支持板と「接続されている」との構成を備えているとは認められない。

そうすると、甲1考案は、「支持脚」との構成を備えておらず、この点において、本件考案1と相違している。また仮に、甲1考案におけるヘッドボード及びフットボードが本件考案1の「支持脚」に相当すると解したとしても、これらは、支持板と「接続さ

れている」との構成を備えていないから、本件考案1と相違している。

以上